明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月十一日

愛知県津島市片岡町六〇番地

片岡毛織株式会社

代表取締役　片岡　鉄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月十二日開催予定の定時株主総会で定款変更議案について承認を得ることを条件として、同総会日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月十一日

滋賀県彦根市東沼波町一九〇番地の一

東田電機産業株式会社

代表取締役　東田　正伸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月十一日

愛媛県今治市八町西三丁目六番三〇号

株式会社ありがとうサービス

代表取締役　井本　雅之

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十四年五月十一日

福岡県北九州市八幡東区昭和二丁目八番一五号

九州美装株式会社

代表取締役　木村ゆみ子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月十一日

東京都世田谷区奥沢四丁目四番四号

白井建設株式会社

代表取締役　白井　栄一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月十一日

東京都世田谷区北沢一丁目四〇番一五号

株式会社北沢ゴルフ練習場

代表取締役　飯田　早苗

限定承認公告

本籍京都市左京区南禅寺草川町一番地、最後の住所京都市左京区岩倉南三宅町二番地一

被相続人　亡　國府　久浩

右被相続人は平成二十三年八月二十七日死亡し、その相続人は平成二十四年五月七日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

大阪市中央区北浜二―五―二三小寺プラザ一二階　弁護士法人関西法律特許事務所

限定承認者國府宏匡

代理人弁護士　浦田　和栄

限定承認公告

本籍島根県安来市荒島町二一六六番地、最後の住所広島市南区向洋新町二丁目二二番二一―二〇二号　A棟

被相続人　亡　田中　勝紀

右被相続人は平成二十三年十一月十八日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十三日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

広島市西区井口明神二丁目一三番四号

相続財産管理人田中正紀

代理人　司法書士　笹川　和幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十億円（ただし、第一優先出資について金十億六千万円、第二優先出資について金九億四千万円）減少し、金十億四千万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十四年六月十三日であり、社員総会の決議は平成二十四年五月十日に終了しております。この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年四月十三日付官報の号外第八十七号九十一頁に掲載されています。

平成二十四年五月十一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

Ｈａｐｐｙ　Ｆａｍｉｌｙ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金十億六千七百八十万円減少し、金六十五億三千二百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年六月十五日であり、取締役の決定は、平成二十四年五月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年四月二十四日付官報の号外第九十四号五十三頁に掲載されています。

平成二十四年五月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十一億円減少し、百三十九億一千六百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十四年六月十三日であり、社員総会の決議は平成二十四年五月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/cross/

訂正公告

平成二十四年四月十二日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、「資本金の額を四億五千万円減少してこれを資本準備金に繰り入れ、また資本準備金の額を六億五千万円減少し、それぞれ五百万円、四億五千万円とする」とあるは「資本金の額を四億五千万円、資本準備金の額を二億円減少し、それぞれ五百万円、四億五千万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年五月十一日

福島県須賀川市前田川字宮の前二一六番一号

福島岩通株式会社

代表取締役　桑原　実

正誤

ページ	段	行	誤	正
四五三	〃	〃	二附則第五十一条附則第五十一条を加え、」を加え、	
〃	〃	二三	国民年金手帳	年金手帳
四六二	〃	一二（終りから一二）	当該受給権者	受給権者
〃	〃	七		
八	上	終りから五	第八十号	第百八十号
九	〃下	二五		
九	上	終りから八		
（原稿誤り）一四下			二四第四九号	第四十九号
一五	上		四平方メートル	平方メートルを含む。

平成二十四年五月十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　クロス特定目的会社

取締役　須貝　信

◉号外　五月十一日付第一〇四号一　二八ページ●同日付政府調達第八八号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）